



障 発 0215 第 6 号
平成 31 年 2 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について (通知)

身体障害者及び知的障害者に対する北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社等 (以下「旅客鉄道株式会社等」という。) の旅客運賃の割引については、旅客鉄道株式会社等でそれぞれ実施されているところですが、当該割引については、それぞれ「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」(昭和57年1月6日社更第4号厚生省社会・児童家庭局長連名通知) 及び「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」(平成3年9月24日児発第811号厚生省児童家庭局長通知) (以下「両通知」という。) によって、周知しているところです。

このたび、両通知に共通事項が多いことを踏まえ、効率化の観点から両通知の内容を別紙のとおり集約することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。また、両通知はこれをもって廃止します。身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引については、従前の取扱いから変更はありません。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。



別紙

第1 身体障害者に対する割引

1 割引の対象となる身体障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（15歳未満の者につき、保護者が身体障害者手帳の交付を受けたときは、この割引制度においては当該児童が受けたものとみなす。）で、次の各号のいずれかに該当する障害を有する者とされている。

したがって、18歳未満の身体に障害のある児童で身体障害者手帳の交付を受けたものも対象となる。

(1) 視覚障害

(2) 聴覚又は平衡機能の障害

(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

(4) 肢体不自由

(5) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（以下「内部障害」という。）

2 介護者に対する割引

身体障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる身体障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる身体障害がある者（以下「第一種身体障害者」という。）が、介護者とともに乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる身体障害者のうち、12歳未満の者が定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃についても割引が適用される。

（第一種身体障害者）

次表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める等級をいう。）に該当する障害を有する者とされていること。

障害の区分	障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級

肢体不自由	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級、2級及び3級の1
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	乳幼時期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1級から3級までの各級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内部障害	心臓機能障害		1級から4級までの各級
	じん臓機能障害		1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害		1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
	小腸機能障害		1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
	肝臓機能障害		1級から4級までの各級

(備考)前記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前記右欄に準ずるものも第一種身体障害者とされる。(身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表備考1及び3を参照)

3 身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

身体障害者手帳の交付を行う場合は、第一種身体障害者、第二種身体障害者(第1の1に掲げる障害を有する者のうち第一種身体障害者以外の者をいう。)の別を明記すること。

第2 知的障害者に対する割引

1 割引の対象となる知的障害者

「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者とされている。

2 介護者に対する割引

知的障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる知的障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる

知的障害者（以下「第一種知的障害者」という。）が、乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる知的障害者のうち、12歳未満のものが定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃について適用される。

（第一種知的障害者）

障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第3の1の（1）に規定する「重度」に該当する障害を有するとされた者

3 療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

療育手帳の交付を行う場合は、第一種知的障害者、第二種知的障害者（第2の1に掲げる者のうち第一種知的障害者以外の者をいう。）の別を明記すること。

第3 割引の適用範囲等

割引の適用範囲、割引区間並びに割引乗車券の種類、割引率及び購入方法等については、旅客鉄道株式会社等がそれぞれ設定するものであること。

第4 適用期日

この通知は、平成31年2月15日より適用されること。